

地域の魅力再発見食育推進事業

【280（一）百万円】

対策のポイント

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、農林漁業体験機会の提供などの食育活動を支援します。

<背景／課題>

- ・食育は、近年の食生活をめぐる環境の変化に対応して、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするとともに、日本の食や農林水産業に対する国民の理解や信頼を高め、国産農林水産物の消費拡大にも資する重要な取組です。
- ・政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす」「地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす」「農林漁業体験を経験した国民の割合を増やす」等の当省関連の目標達成に向けた取組を重点的かつ効果的に推進することが必要です。

政策目標

第3次食育推進基本計画に掲げられた食文化の継承等の目標の達成
(地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合 41.6%（平成27年度）→50%（平成32年度） 等)

<主な内容>

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、食品ロスの削減、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課（03-3502-5723）]